平成２６年（フ）第１５０号
函館市港町２丁目12番12号
債務者　加我　美紀
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４６号
山形県寒河江市大字高屋字西浦411番地の８
債務者　東海林　淳
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６７号
山形市富の中３丁目４番１号　レピュートハイム103号
債務者　三澤　裕子
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７０号
山形市大字山寺7165番地１
債務者　近野　美紀
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２３号
埼玉県熊谷市玉井南２丁目31番地１　メゾンドひまわり202号、旧住所埼玉県坂戸市伊豆の山町10番地　15―307
債務者　堤　　幸子
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１２６号
埼玉県深谷市原郷179番地３
債務者　大澤　秀夫
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１３０号
埼玉県東松山市神明町２丁目２番１号　昭和ビル神明町203号室、旧住所埼玉県東松山市箭弓町３丁目２番21号　ダイアパレス東松山1105号室
債務者　松﨑　　徹
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１３１号
埼玉県東松山市神明町２丁目２番１号　昭和ビル神明町203号室、旧住所埼玉県東松山市箭弓町３丁目２番21号　ダイアパレス東松山1105号室
債務者　松﨑　美穂
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１３６号
埼玉県熊谷市中奈良2372番地１
債務者　金子　正信
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２０号
和歌山県西牟婁郡白浜町1726―63　わかまつ寮319、住民票上の住所大阪府四條畷市北出町21番18号
債務者　山内　裕佑
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第５３号
愛知県豊田市挙母町１丁目53番地
債務者　尾上　真一
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７６号
愛知県岡崎市北野町字西山畔49番地　サニーパレス北野Ａ―201
債務者　竹内あゆみ
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第８６７号
大阪市東成区中道３丁目17番７号　玉造レジデンス405号、住民票上の住所大阪府東大阪市吉田３丁目３番28号
債務者　小島　俊博
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７３６号
大阪市中央区西心斎橋２―16―11　キャピトル心斎橋702号室、住民票上の住所大阪市西区北堀江４丁目12番10―207号
債務者　井村　　剛
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０６８号
大阪市住之江区北加賀屋２丁目８番20号
債務者　梅本　　了
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０９７号
大阪市港区磯路２丁目13番２―804号
債務者　浮穴　憲昌
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１３５号
大阪府八尾市東山本新町８丁目22番３号
債務者　合田　圭子
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部